

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶の総トン数の測度申請
- ② 手続根拠 : 船舶法第4条第1項及び第3項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : (イ) 日本国内において日本船舶を取得したとき
(ロ) 外国において取得した日本船舶を外国各港間で航行させるとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付のうえ、船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等若しくは船舶取得地を管轄する日本国在外公館へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : (上記④(イ)の場合) 別表2をご覧ください。
(上記④(ロ)の場合) 別表3の金額を現地通貨に換算した額
- ⑦ 添付書類・部数 : 造船証明書、一般配置図等図面 各1通
- ⑧ 申請書様式 : 船舶総トン数測度（改測）申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : (上記④(イ)の場合) 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課 045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課 06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課 092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課 098-866-1838
(上記④(ロ)の場合) 船舶取得地を管轄する日本国在外公館の領事
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶のトン数の測度に関する法律施行規則による
- ② 標準処理期間 : 設定なし

③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

別表2 船舶総トン数測度手数料表(第50条関係)

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	37,400円	24,200円
50トン以上	100トン未満	60,300円	
100トン以上	300トン未満	87,200円	39,300円
300トン以上	500トン未満	123,700円	
500トン以上	1,000トン未満	159,800円	58,400円
1,000トン以上	2,000トン未満	209,300円	
2,000トン以上	3,000トン未満	258,400円	65,000円
3,000トン以上	4,000トン未満	290,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	316,400円	
6,000トン以上	8,000トン未満	389,000円	
8,000トン以上	10,000トン未満	459,800円	
10,000トン以上	15,000トン未満	514,300円	
15,000トン以上	20,000トン未満	614,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満	789,100円	
30,000トン以上	50,000トン未満	829,600円	
50,000トン以上	70,000トン未満	949,300円	
70,000トン以上	100,000トン未満	976,500円	
100,000トン以上		1,013,500円	

- 備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(総トン数の改測の場合にあっては、現に登録されている総トン数)により手数料を徴収する。

別表3 外国における船舶総トン数測度手数料表(第50条関係)

総トン数	測度の種類	新規測度又は 全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	48,700円	31,500円
50トン以上	100トン未満	78,500円	
100トン以上	300トン未満	113,400円	51,100円
300トン以上	500トン未満	160,900円	
500トン以上	1,000トン未満	207,800円	75,900円
1,000トン以上	2,000トン未満	272,100円	
2,000トン以上	3,000トン未満	335,900円	84,500円
3,000トン以上	4,000トン未満	377,100円	
4,000トン以上	6,000トン未満	411,300円	
6,000トン以上	8,000トン未満	505,600円	
8,000トン以上	10,000トン未満	597,600円	
10,000トン以上	15,000トン未満	668,400円	
15,000トン以上	20,000トン未満	799,100円	
20,000トン以上	30,000トン未満	1,025,700円	
30,000トン以上	50,000トン未満	1,078,300円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,233,900円	
70,000トン以上	100,000トン未満	1,269,200円	
100,000トン以上		1,317,200円	

- 備考 1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
- 2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数(総トン数の改測の場合にあっては、現に登録されている総トン数)により手数料を徴収する。

第一号書式（第八条関係）

船舶総トン数測度（改測）申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
総 ト ン 数	トン
造 船 地	
造 船 者	
起工の年月日	年 月 日
進水の年月	年 月
所有者の氏名又は名称及び住所	
総トン数の測度又は改測を受けようとする場所及び期日	
申請の理由	
総トン数の改測を受けようとする部分	
年 月 日	
申請者	住所 _____ 氏名又は名称 _____
管海官庁の長あて	

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考
- 1 番号は、総トン数の改測を受けようとするときに記載すること。
 - 2 種類の欄には、「汽船」又は「帆船」を記載すること。
 - 3 船名には、振り仮名を付記すること。
 - 4 郡市町村名、氏名及び名称には、読み方の難しい場合は振り仮名を付記すること。
 - 5 起工の年月日及び進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
 - 6 船舶が共有であるときは、その持分筆頭者のみを記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。
 - 7 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人某より買受」、「何国某社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。

登録（測度）手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙貼付欄

注 ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 新規登録
- ロ 管外転籍
- ハ 変更登録
- ニ 抹消登録
- ホ 新規測度
- ヘ 全部測度（上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の別）
- ト 一部測度